

生成 A I サービス提供業務におけるサービス提供事業者募集要項

京都市交通局（以下「当局」という。）では、当局職員（以下「職員」という。）が、当局本局庁舎及び各事業所において業務に利活用するための生成 A I サービスを提供する事業者（以下「受託者」という。）について、公募型プロポーザル方式により選定しますので、受託希望者からの提案を以下のとおり募集します。

1 目的

本業務は、職員が業務に利活用するための生成 A I サービスを導入し、企画立案、文書作成、文章の要約、翻訳、その他の事務作業に活用することで、事務の効率化や生産性の向上を図ることを目的として実施するものである。

2 契約予定内容

(1) 件 名

生成 A I サービス提供業務

(2) 契約期間

契約の日の翌日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで

(3) 業務内容

「別紙 1 生成 A I サービス提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 契約上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

金 8 5 8, 0 0 0 円

ただし、令和 7 年度支払い分の上限額を金 1 4 3, 0 0 0 円、
令和 8 年度支払い分の上限額を金 7 1 5, 0 0 0 円とする。

4 プロポーザルの参加資格

- (1) 当局の競争入札参加有資格者（有資格者でない場合であっても、京都市交通局競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該企画提案方式においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び公告期日時点において入札参加停止期間中でないこと。ただし、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱（以下「参加停止取扱要綱」という。）第 9 条ただし書に該当する場合で、京都市交通局随意契約取扱要領第 3 条に定める企画提案運用会議（以下「運用会議」という。）が認める場合を除く。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 競争入札参加停止措置期間中の者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、京都市の市民税及び固定資産税、京都市の水道料金及び下水道使用料（京都市内に事業所がある場合）について未納のない者であること。
- (7) 暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないこと並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同第 5 条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (8) 本事業の目的を十分に理解したうえで業務を実施できること及び仕様書（別紙）に定める業務を確実に実施することができること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（I SMS）又はプライバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (10) 契約締結日までの間に(1)～(9)の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。ただし、(1)ただし書に該当し、運用会議が認める場合は除く。

5 参加手続等

(1) 関連書類の交付

本プロポーザルに関する書類を、令和 7 年 11 月 18 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）まで、京都市交通局ホームページ上で次のとおり交付する。

- ア 生成 A I サービス提供業務におけるサービス提供事業者募集要項（本書）
- イ 生成 A I サービス提供業務仕様書（別紙 1）
- ウ 企画提案書等作成要領（別紙 2）
- エ 評価基準（別紙 3）
- オ 会社概要（様式 1）
- カ 見積書（様式 2）
- キ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 3）
- ク 使用印鑑届（様式 4）
- ケ 誓約書（様式 5）

(2) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「提案者」という。）は、「別紙 2 企画提案書等作成要領」に基づき、企画提案書等を作成し、次のア～エのとおり、提出すること。

（提出先は、後記「10 問合せ先及び提出先」のとおり）

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式任意）
- (イ) 会社概要（様式 1）
- (ウ) 見積書（様式 2）
- (エ) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（I SMS）、プラ

イバシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証する書面

- (オ) 当局の競争入札参加資格者名簿に登録されていない提案者にあつては、上記 (ア)～(エ)に加え、次の a～f に掲げる書類（ただし、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要）
- a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（申請日前 3 か月以内に発行のもの）
 - b 印鑑証明書（申請日前 3 か月以内に発行のもの）
 - c 直近年度の納税証明書（国税及び地方税）
 - d 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 3）
 - e 使用印鑑届（様式 4）
 - f 誓約書（様式 5）

イ 提出部数

- ・上記ア(イ)、(エ)及び(オ) 各 1 部
- ・上記ア(ア)及び(ウ) 「別紙 2 企画提案書等作成要領」に定めるとおり

ウ 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参

※ 持参の場合は、事前に連絡すること。

エ 提出期限

令和 7 年 1 2 月 9 日（火）（当日消印有効）

(3) 留意事項

ア 言語及び通貨

この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 本要項に定める事項に適合しないもの
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 当局は、提出された書類について、本プロポーザルに係る手続に必要な範囲で複製することがある。
- (ウ) 提案者から提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切

受け付けない。

(エ) 提案者から提出された書類は全て返却しない。

(オ) 企画提案書提出後、審査委員会における性能等のテストのため、提案する生成A Iサービスのトライアル環境を当局と協議のうえ、審査委員が最低1週間程度テストできる環境を提供すること。なお、トライアル環境の提供費用は無償とし、見積書（様式2）に計上しないこと。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問提出期限

令和7年11月27日（木）17時

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

質問事項は、下記URLから質問を送付すること。

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=10548

(3) 回答日及び回答方法

令和7年12月4日（木）までに、質問事項及びその回答を当局ホームページ上で公表する。

7 審査

(1) 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

ア 交通局企画総務部計画推進担当部長

イ 交通局企画総務部企画調査課長

ウ 交通局企画総務部企画調査課情報化・ICT推進係長

(2) 審査方法

ア 書類審査

提案者から提出された書類をもとに、審査委員会において評価基準（別紙3）に基づき、審査を行う。

イ 性能テスト

当局が活用するイントラネットワーク上での動作状況を確認し、書類審査結果に反映する。

なお、性能テスト実施日までにクラウド審査部門による審査に合格していなかった場合は、本性能テストが実施できないため、失格とする。

(3) その他

企画提案書提出後、提案内容についてヒアリングを行うことがある。その際は、提

案者に対して連絡する。

8 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

上記「7 審査」に基づき、審査委員会が、全ての提案者について企画提案内容の審査を行い、順位を決定のうえ、最も上位の者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

ただし、全ての提案者の点数が50点に満たない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。

（令和8年1月5日（月）に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和8年1月13日（火）17時までに、疑義の内容を書面に記載し、当課へ提出すること。提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。提出のあったものについては、提出から1週間以内に書面を発送し、これをもって回答とする。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

京都市交通局ホームページ上において、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公開する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、契約上限額の範囲内において、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約の日の翌日から令和9年1月31日までとする。なお、当該契約は次年度以降の契約を確約するものではない。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に当たり追加費用及び別途費用が生じた場合は、全て受託者の負担とする。

イ 受託者が、企画提案内容を履行できない場合は、当局に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止等

受託者は、当局の文書による承認を得ないで本業務の履行を第三者に委託し、又は契約に関する権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、当局において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 利用費用の支払

受託者の請求に基づき、当該年度の生成AIサービスの利用費用を支払うこととする。支払時期は、当局と受託者と協議して決定する。

(8) 進捗管理

当局は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する利用費用を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 当局は、提供を受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるときは、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、当局に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は当局が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 当局は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 当局は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

オ アからエまでの規定は、契約不適合が当局の提供した資料等又は当局の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

10 問合せ先及び提出先

京都市交通局企画総務部企画調査課

生成A I サービス導入プロポーザル担当者 宛て

住所：〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地

電話：075-863-5036

FAX：075-863-5069

メール：intra_admin@city.kyoto.lg.jp